



個人年金は、未来への贈りもの。

三井住友海上メットライフ生命
Mitsui Sumitomo MetLife

**※本商品は2005年4月23日より増額のみの取扱いとさせていただいております。
商品の詳しい内容に関しましては下記までお問い合わせください。**

本件に関するご照会先

三井住友海上メットライフ生命 お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間：月～金(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(ご契約内容に関するご照会につきましては、0120-81-8107 までお問い合わせください。)
(ハイ、パートナー)

2003.08.01

8月1日より新商品を発売します。

変額個人年金保険の専門会社である三井住友海上シティ生命は、8月1日より住友信託銀行において年金原資保証特約付新変額個人年金保険「スイートハーモニーSTB」の販売を開始します。

商品名称	募集代理店
スイートハーモニーSTB <small>Sweet Harmony STB</small> 年金原資保証特約付 新変額個人年金保険	住友信託銀行

※弊社は、2005年10月1日より社名(商号)を「三井住友海上メットライフ生命保険株式会社」に変更しております。

**※当お知らせ記事は、2008年8月1日現在において更新した内容です。
増額などのご検討にあたっては、ご契約の際にお渡しした「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を再度ご覧いただき、商品内容等をご確認ください。**

<この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項>

■市場リスクについて

この保険は、払込みいただいた保険料を、投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額および年金額等が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。

特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■お客さまにご負担いただく費用について（この商品における費用の合計は、下記の費用の合計となります。）

- ・積立期間中 保険関係費として、特別勘定の積立金額に対して年率 2.15%/365 を乗じた金額を毎日

控除します。また、資産運用関係費<*>として、特別勘定の資産残高に対して最大で年率0.525%程度(消費税込)/365を乗じた金額を毎日控除します。

- 年金受取期間中 年金管理費として、年金受取金額に対して1.0%を年金受取日に責任準備金から控除します。
- 解約・一部解約時 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じて8%~1%を解約控除対象額(解約の場合は基本保険金額、一部解約の場合は一部解約請求金額)に乘じ、その金額(解約控除額)を積立金額から控除して払戻金としてお支払いします。
- 積立金移転手数料 積立金移転(スイッチング)は1保険年度に15回までは無料ですが、16回目以後の移転においては、2,500円/回の手数料を積立金より控除します。

<*> 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

<この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項>

年金原資の最低保証は、被保険者の年齢が70歳、80歳または90歳を迎えた後の契約応当日から年金で受取ることにより保証されますので、積立期間中に解約した場合、据置期間付定額年金に移行した場合、年金受取開始日を繰上げ(短縮)した場合、および年金受取開始時または年金受取期間中に年金受取にかえて一括受取した場合には、年金原資の最低保証はありません。

<この保険の特徴について>

- 年金のお受取りを開始される前に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡保険金として一時払保険料(基本保険金額)が最低保証されます。
- 被保険者が70歳、80歳または90歳から年金受取を開始することにより、運用実績にかかわらず、年金原資として払込保険料総額(基本保険金額)の100%が最低保証されます。
- 次の場合は年金原資の最低保証はありません。
 - 積立期間中に解約した場合
 - 据置期間付定額年金に移行した場合
 - 年金受取開始日を繰上げ(短縮)した場合
 - 年金受取開始時または年金受取期間中に、年金受取にかえて一括受取した場合
- 将来受取る年金額は、年金原資および年金受取開始日における基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- 最低保証された年金原資をもとに、多彩な年金受取方法の中からライフプランに合わせてお選びいただくことができます。

MSML-0806-B-0371-00

